

1 沿 革 ・ 組 織 等



(1) 国民健康保険制度の沿革

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
S23.11.1	社会課国民健康保険係発足 助産費支給 300円		
S23.12.21	国民健康保険運営協議会設置		
S27.1.1	保険税に変更		
			S33.10.1 診療報酬改定で 甲・乙表ができて、1点単価 は10円となる
		S35.4.28 医療制度調査発足	
S36.4.1	助産費支給改定 1,000円 葬祭費支給 1,000円	S36.4.1 国民皆保険達成	S36.7 医療費改定 12.5%引上げ S36.12 医療費改定 2.3%引上げ
			S37.4.1 療養給付費 国庫負担補助率を $\frac{20}{100}$ から $\frac{25}{100}$ に
S38.4.1	助産費改正 2,000円 葬祭費改正 2,000円		S38.4.1 調合の割合 $\frac{5}{100}$ から $\frac{10}{100}$ に S38.9.1 医療費改定 5.0%
		S40.1.1 世帯員7割給付実施 (39年度から4ヵ年計画)	S40.1 医療費緊急是正 9.5%引上げ
			S40.11 薬価基準 4.5%引下げ
			S41.6 療養給付費国庫負担 $\frac{25}{100}$ から $\frac{40}{100}$ に 調合の割合 $\frac{5}{100}$ から $\frac{10}{100}$ に
S42.4.1	保険税賦課方式三方式	S43.1.1 全被保険者7割給付 実施	S42.10 薬価基準全面改正 (3.8%値下げ) S42.12〔医科 7.68%〕 〔歯科 12.65%〕引上げ
S43.1.1	全被保険者 7割給付		S43.7 歯科材料費改定 2.0%引上げ S44.1 薬価基準 2.0%引下げ
			S45.2.1〔医科 8.77%〕 〔歯科 9.73%〕 引上げ
S45.4.1	助産費改正 10,000円	S45.6.1 日雇健保の擬制 適用廃止	S45.7.1 医科0.97% 引上げ S45.8 薬価基準3.0% 引下げ

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
S46. 4. 1 S46.10. 1	80歳以上 医療費の無料化 70歳以上 医療費の無料化		S47. 2 医科歯科 13.70% 引上げ 薬価 6.54% 引上げ 薬価基準 3.9% 引下げ
S47. 4. 1 S48. 1. 1	葬祭費改正 5,000円 1才未満 医療費の無料化	S48. 1. 1 老人医療費支給制度実施 70歳以上医療費無料化	
		S48.10. 1 65歳以上70歳未満の寝たきり老人医療費無料化	S49. 2. 1 (医科 19.0%) 引上げ (歯科 19.9%) (薬価 8.5%) 薬価基準 3.4% 引下げ
S49. 4. 1	助産費改正 20,000円		S49.10 (医科 16.0%) 引上げ (歯科 16.2%) (薬価 6.6%)
S50. 4. 1 S50. 7. 1	高額療養費支給制度実施 助産費改正 40,000円	S50.10. 1 高額療養費支給制度が法定給付化	
		S51. 8 高額療養費支給制度の改定(個人負担限度額 39,000円) S52. 3 擬制世帯主の課税廃止	S51. 4 (歯科 9.0%) 引上げ (薬価 4.9%) S51. 8 歯科 9.6% 引上げ S52. 2 (医科 11.5%) 引下げ (歯科 12.7%) (薬価 5.6%) 但し新薬価基準の適用(5.8%引下げ)により実質 (医科 9.3%) 引上げ (歯科 12.5%) (薬価 1.6%) となる
S52. 4. 1	葬祭費改正 10,000円		
S53.10. 1	助産費改正 60,000円		
S55.12. 1	助産費改正 80,000円 葬祭費改正 20,000円		
S56. 4. 1 S57. 3.21	葬祭費改正 30,000円 保険税率改定 限度額 26万円 所得割 8.2% 均等割 9,000円 平等割 11,500円 保険証の更新日「10月 1日」へ		S56. 6. 1 (医科 8.4%) 引上げ (歯科 5.9%) (薬価 3.8%) 医科・歯科・薬価平均8.1%引上げ、 薬価18.6%引下げにより平均20%引 上げとなり、更に材料代の引下げも 含めると実質1.4%引上げ。

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
S57. 4. 1	限度額 27万円	S57. 9 高額療養費支給制度の改定（個人負担限度額 45,000円） S58. 1. 1 高額療養費支給制度の改定（個人負担限度額 51,000円） S58. 2. 1 老人保健法施行	S58. 1. 1 薬価基準引下げ 4.9% （医療費ベース 1.5%引下げ） S58. 2. 1 医療費改定 0.3%引上げ
S58. 4. 1	保険税率改定 限度額 28万円 所得割 8.8% 均等割 11,500円 平等割 14,000円		S59. 3. 1 〔医科 3.0%〕 平均2.8% 〔歯科 1.1%〕 引上げ 〔薬価 1.0%〕 薬価基準引下げ 16.6% （医療費ベース 5.1%引下げ）
S59. 4. 1	保険税率改定 限度額 35万円 所得割 8.9% 均等割 13,000円 平等割 15,500円	S59.10. 1 退職者医療制度創設 高額療養費支給制度の改正 ※従来の制度に世帯合算分、多数該当分、長期疾病分を加える。	S60. 3. 1 〔医科 3.5%〕 平均3.3% 〔歯科 2.5%〕 引上げ 〔薬価 0.2%〕 薬価基準6.0%引下げ （医療費ベース 1.9%引下げ）
S59.10. 1	退職者医療制度施行		
S60. 3. 1	助産費改正 100,000円		
S61. 4. 1	保険税率改定 限度額 36万円(国基準 37万円) 所得割 9.3% 均等割 14,100円 平等割 16,500円	S61. 5. 1 高額療養費支給制度の改定（個人負担限度額 54,000円） S62. 1. 1 改正老人保健法施行 国民健康保険法の一部改正	S61. 4. 1 〔医科 2.5%〕 平均2.3% 〔歯科 1.5%〕 引上げ 〔薬価 0.3%〕 薬価基準5.1%引下げ （医療費ベース 1.5%引下げ）
S62. 3. 1	助産費改正 130,000円		
S62. 4. 1	保険税率改定 限度額 37万円(国基準 39万円) 所得割 10.6% 均等割 14,700円 平等割 17,400円		
S63. 4. 1	保険税率改定 限度額 39万円(国基準 40万円) 所得割 11.7% 均等割 16,500円 平等割 19,800円	S63. 6. 1 改正国民健康保険法施行	S63. 4. 1 〔医科 3.8%〕 平均3.4% 〔歯科 1.7%〕 引上げ 薬価基準引下げ 10.2% （医療費ベース 2.9%引下げ） S63. 6. 1 医科 1.0% 歯科医療費実質0.6%引上げ
H 1. 4. 1	保険料率改定 保険税から保険料へ変更 限度額 42万円(国基準 42万円) 所得割 13.1% 均等割 19,500円 平等割 21,000円	H 1. 6. 1 高額療養費支給制度の改定（個人負担限度額 57,000円）	H 1. 4. 1 〔医科 0.8%〕 平均0.76% 〔歯科 0.3%〕 引上げ 〔調剤 1.5%〕

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
H 2. 4. 1	保険料率改定 限度額 42万円(国基準 42万円) 所得割 13.1% 均等割 22,200円 平等割 24,900円	H 2.6.15 改正国民健康保険 法施行	H 2. 4. 1 医科 4.0% 歯科 1.4% 調剤 1.9% 平均3.7% 引上げ 薬価基準9.2%引下げ (医療費ベース 2.7%引下げ)
		H 3. 5. 1 高額療養費支給制 度の改定(個人負担 限度額 60,000円) H 4.1.1 改正老人保健法施 行	
H4. 4. 1	助産費改正 240,000円	H4.6 改正国民健康保険 法施行	H4.4.1 医科 5.4% 歯科 2.7% 調剤 2.4% 平均5.0% 引上げ 薬価基準8.1%引下げ (医療費ベース 2.5%引下げ)
H 5. 4. 1	保険料率改定 限度額 46万円(国基準 50万円) 所得割 11.0% 均等割 22,200円 平等割 24,900円	H 5. 5. 1 高額療養費支給制 度の改定(個人負担 限度額 63,000円)	
H 6.10. 1	出産育児一時金の創設 300,000円	・入院時食事療養費 の創設 ・訪問看護事業の拡 大	H 6. 4. 1 甲・乙点数表の一本化 医療費改定 3.3%引上げ 薬価基準 6.6%引下げ 医科 3.5% 歯科 2.1% 調剤 2.0% 引下げ (医療費ベース 2.1%引下げ) H 6.10. 1 医療費改定 1.5%引上げ 医科 1.7% 歯科 0.2% 調剤 0.1%
H 7. 4. 1	限度額 48万円(国基準 52万円)	H 7. 4. 1 社会福祉施設入所 者に対する住所地主 義の特例制度の創 設	
H 8. 4. 1	限度額 50万円(国基準 52万円)	H 8. 6. 1 高額療養費支給制 度の改定(個人負担 限度額 63,600円)	H 8. 4. 1 医療費改定 3.4%引上げ 薬価基準 2.6%引下げ 医科 3.6% 歯科 2.2% 調剤 1.3% 引上げ (医療費ベース 0.8%引上げ)

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
H 9. 4. 1	保険料率改定 限度額 52万円(国基準 53万円) 所得割 11.0% 均等割 27,600円 平等割 30,600円 保険料 7割・5割・2割軽減の実施	H 9. 9. 1 薬剤一部負担金の導入	H 9. 4. 1 消費税引上げに伴う改定0.77% (医科 0.32% 平均0.32% 歯科 0.43% 引上げ 調剤 0.15%) 診療報酬の合理化を図るための改定 0.93% (医科 0.99% 平均0.93% 歯科 0.32% 引上げ 調剤 1.00%) 薬価基準 1.32%引下げ (医療費ベース 0.38%引上げ)
H10. 4. 1	介護保険制度施行に伴う国民健康保険システムの変更準備	H10. 6.17 改正国民健康保険法施行 ・退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し (平成10年7月施行) ・老人加入率上限に関する特例の見直し ・市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化	H10. 4. 1 診療報酬改定 (医科 1.5% 平均1.5% 歯科 1.5% 引上げ 調剤 0.7%) 薬価基準改定による医療費引下げ2.7%
		H11. 7. 1 老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置	
H12. 4. 1	保険料率改定 (医療分) 限度額 52万円(国基準 53万円) 所得割 10.0% 均等割 26,700円 平等割 28,200円 (介護分) 限度額 7万円(国基準 7万円) 所得割 1.0% 均等割 5,700円 平等割 3,300円	H12. 4. 1 介護保険制度施行 H13. 1. 1 ・高額療養費支給制度の改定(個人負担限度額に一部定率制を導入) ・海外療養費制度の創設 ・住所地主義の特例制度の対象施設の拡大 ・老人医療受給者の一部負担金に定率負担導入 ・老人医療受給者に関する薬剤一部負担金廃止 ・老人医療受給者の高額医療費支給制度の新設	H12. 4. 1 (医科 2.0% 歯科 2.0% 調剤 0.8%) 引上げ (医療費ベース 0.2%引上げ) 医療報酬改定1.9%引上げ

本市の主要事項		国の施策等	医療費改定等
H14. 10. 1	ICカード実証実験にあわせて保険証を個人カード化(ICカードはH14年度のみ)	H14. 10. 1 ・前期高齢者制度の導入 ・一部負担金の改定 3歳未満3割から2割へ ・高額療養費支給制度の改定 ・退職者の老人医療費拠出金見直し ・老人医療費拠出金老人加入率の上限廃止	H14. 4. 1 医科1.3% 歯科1.3% 調剤1.3% 平均1.3% 引下げ (医療費ベース 2.7%引下げ) 薬価基準改定による医療費引下げ2.7%
		H15. 4. 1 ・退職被保険者一部負担割合2割→3割 ・外来薬剤一部負担金廃止 ・保険料所得割算定方法見直	
H16. 4. 1	保険料率改定 (医療分) 限度額 53万円(国基準 53万円) 所得割 10.6% 均等割 30,500円 平等割 24,900円 (介護分) 限度額 8万円(国基準 8万円) 所得割 1.5% 均等割 9,600円		
H17. 2. 5	田主丸町・北野町・城島町・三瀨町と合併 旧1市4町料率での不均一賦課を実施 <旧久留米> (医療分)所得割 10.6% 均等割 30,500円 平等割 24,900円 (介護分)所得割 1.5% 均等割 9,600円 <旧田主丸> (医療分)所得割 8.5% 均等割 22,000円 平等割 25,000円 (介護分)所得割 1.2% 均等割 9,000円 <旧北野> (医療分)所得割 7.5% 均等割 26,000円 平等割 29,000円 (介護分)所得割 1.2% 均等割 12,000円 <旧城島> (医療分)所得割 8.2% 均等割 27,000円 平等割 30,000円 資産割 15% (介護分)所得割 0.83% 均等割 4,400円 平等割 4,800円 資産割 1.5% <旧三瀨> (医療分)所得割 7% 均等割 25,000円 平等割 27,000円 資産割 23% (介護分)所得割 0.66% 均等割 5,500円 平等割 3,400円 資産割 3.8%		

本市の主要事項		国の施策等
H18. 4. 1	保険料率改定 医療分限度額 53万円（国基準53万円） 介護分限度額 8万円（国基準9万円） ＜旧久留米＞ （医療分）所得割 11.97% 均等割 35,100円 平等割 28,900円 （介護分）所得割 2.14% 均等割 14,800円 ＜旧田主丸＞ （医療分）所得割 10.29% 均等割 28,400円 平等割 28,900円 （介護分）所得割 1.91% 均等割 14,400円 ＜旧北野＞ （医療分）所得割 9.49% 均等割 31,600円 平等割 32,100円 （介護分）所得割 1.91% 均等割 16,800円 ＜旧城島＞ （医療分）所得割 10.05% 均等割 32,400円 平等割 32,900円 資産割 12% （介護分）所得割 1.61% 均等割 10,700円 平等割 3,900円 資産割 1.2% ＜旧三潴＞ （医療分）所得割 9.09% 均等割 30,800円 平等割 30,500円 資産割 18.4% （介護分）所得割 1.48% 均等割 11,600円 平等割 2,800円 資産割 3.04%	H18.4.1 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 ▲1.36% 薬価等の改定 ▲1.8% 合計 ▲3.16%の改定 ・所得税法改正に伴う経過措置として公的年金等特別控除を追加（H18→13万円、H19→7万円） H18.8.1 ・70歳以上の現役並み所得者の収入基準の見直し ・公的年金等控除の見直しに伴う経過措置 ・老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置 ・低所得者区分の対象範囲拡大 H18.10.1 ・70歳以上の現役並み所得者の負担割合引き上げ 2割→3割 ・高額療養費の自己負担限度額の引上げ ・療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食事・居住費の患者負担引き上げ ・出産育児金の変更 30万→35万 ・保険財政共同安定化事業の創設
		H19.4.1 ・70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化

本市の主要事項		国の施策等
H20. 4. 1	保険料率改定 医療分限度額 47万円（国基準47万円） 後期高齢者支援金分限度額12万円 （国基準12万円） 介護分限度額 9万円（国基準 9万円） ＜旧久留米＞ （医療分）所得割 9.37% 均等割 27,200円 平等割 22,200円 （介護分）所得割 2.11% 均等割 14,700円 ＜旧田主丸＞ （医療分）所得割 8.72% 均等割 24,500円 平等割 22,200円 （介護分）所得割 2.00% 均等割 14,400円 ＜旧北野＞ （医療分）所得割 8.40% 均等割 25,800円 平等割 23,400円 （介護分）所得割 2.00% 均等割 15,600円 ＜旧城島＞ （医療分）所得割 8.62%均等割 26,100円 平等割 23,800円 資産割 6% （介護分）所得割 1.85% 均等割 12,600円 平等割 1,900円 資産割 0.6% ＜旧三潯＞ （医療分）所得割 8.25% 均等割 25,500円 平等割 22,800円 資産割 9.2% （介護分）所得割 1.78% 均等割 13,000円 平等割 1,400円 資産割 1.52% （後期高齢者支援金分）平成20年度より新設 旧1市4町均一 所得割 2.66% 均等割 7,500円 平等割 6,400円	H20.4.1 ・長寿医療（後期高齢者医療制度）の創設 ・前期高齢者の医療制度に係る財政調整制度の創設 ・退職者医療制度が65歳未満までに （平成26年度までの経過措置） ・特定健康診査・特定保健指導開始 ・70歳から74歳までの患者負担を1割から2割に引き上げ ※平成20年度は凍結へ ・乳幼児に対する患者負担軽減（2割負担）の対象年齢 を3歳未満から義務教育就学前まで拡大 ・高額医療・高額介護合算制度の創設 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.38% 薬価等の改定 ▲1.2% 合計 ▲0.82%の改定 H20.10.1 ・政管健保の公法人化 H21.1.1 ・産科医療補償制度の創設 産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、出産育児一時金に3万円を加算 ・75歳到達月の自己負担限度額の見直し
H20. 6. 1	特定健康診査開始	
H20. 9. 16	特定保健指導開始	
H20. 10. 1	国民健康保険料の特別徴収開始	
H21. 9. 3	ジェネリック医薬品希望カードの配布開始	H21.4.1 ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの凍結延長 （平成22年3月末まで） H21.10.1 ・出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の実施 ・出産育児一時金の4万円引き上げ （平成23年3月末までの暫定措置）
H21. 9. 28	ジェネリック医薬品使用促進通知送付開始	

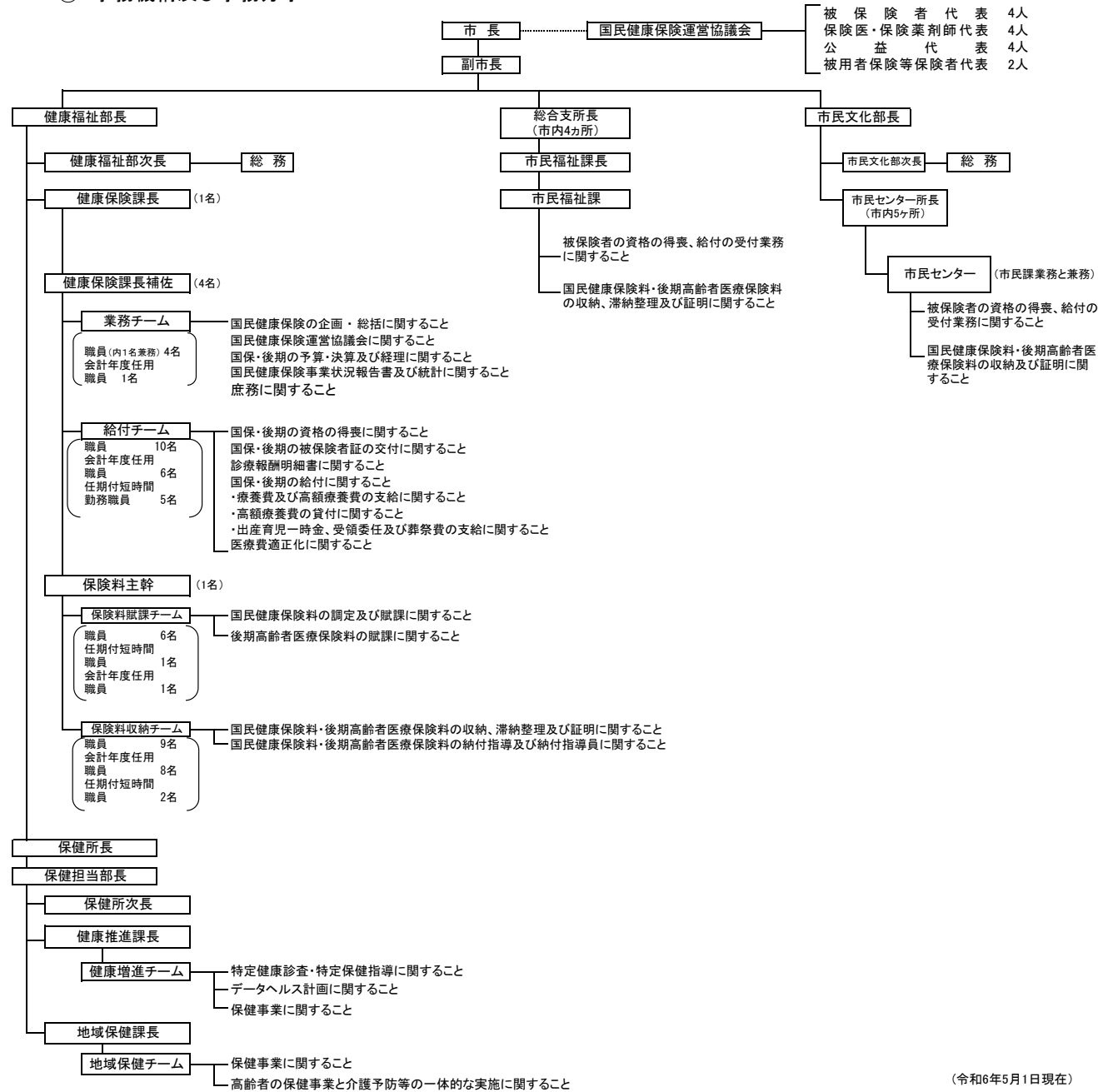
本市の主要事項		国の施策等
H22. 4. 1	保険料率改定(保険料を統一) 医療分限度額 50万円(国基準50万円) 後期高齢者支援金分限度額13万円 (国基準13万円) 介護分限度額10万円(国基準 10万円) (医療分)所得割 9.37% 均等割 27,200円 平等割 22,200円 (後期高齢者支援金分)所得割 2.66% 均等割 7,500円 平等割 6,400円 (介護分)所得割 2.11% 均等割 14,700円	H22.4.1 ・賦課限度額の見直し ・減額賦課における減額割合の選択 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減 ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの凍結延長 (平成23年3月末まで) ・医療費改定 診療報酬本体の改定 1.55% 薬価等の改定 ▲1.36% 合計 0.19%の改定 H22.5.19 ・財政支援措置の4年間の延長 ・都道府県単位による広域化の推進 H22.7.1 ・高校生世代への資格証明書の交付の見直し
		H23.4.1 ・賦課限度額の見直し ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの凍結延長 (平成24年3月末まで) ・出産育児一時金の4万円引き上げの恒久化 ・出産育児一時金の受取代理制度実施
H24. 4. 1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 51万円 後期高齢者支援金分限度額 14万円 介護分限度額 12万円	H24.4.1 ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの凍結延長 (平成25年3月末まで) ・外来診療に係る高額療養費の現物給付化 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 1.379% 薬価等の改定 ▲1.375% 合計 0.004%の改定 H24.7.9 ・外国人住民の国保加入資格要件の変更
H24. 7. 1	収納業務の民間委託開始	
H25. 6. 1	特定健康診査の集団健診開始	H25.4.1 ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの凍結延長 (平成26年3月末まで) ・特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置 の延長等 H25.12.5 ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革 の推進に関する法律成立

本市の主要事項		国の施策等
H26. 4. 1	賦課限度額の引き上げ 後期高齢者支援金分限度額 16万円 (国基準16万円) 介護分限度額 14万円(国基準14万円)	H26.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.73% 薬価等の改定 ▲0.63% 合計 0.1%の改定 ・70歳から74歳までの患者負担引き上げの特例措置の 見直し
H26. 6. 1	コンビニエンスストアでの保険料収納開始	H27.1.1 ・出産育児一時金の見直し ・高額療養費における70歳未満の自己負担限度額 見直し
H26. 8. 1	訪問健康相談事業開始	H27.3.31 ・退職者医療制度の経過措置終了
H27.1.1	出産育児一時金の見直し 基本額 40.4万円、加算額 1.6万円	
H27. 4. 1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 52万円(国基準52万円) 後期高齢者支援金分限度額 17万円 (国基準17万円) 介護分限度額 16万円(国基準16万円) 国保運営協議会委員の定数変更(14→12名) 被用者保険を代表する委員(2名)を減員	H27.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 ・保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体 への財政支援を拡充 ・保険財政共同安定化事業の事業対象をすべての医 療費に拡大
H27. 10. 2	ペイジー口座振替受付サービス(キャッシュ カードによる口座振替の登録)の導入	H27.5.27 ・「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康 保険法等の一部を改正する法律」が成立
H28. 4. 1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 54万円(国基準54万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 16万円(国基準16万円)	H28.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.49% 薬価等の改定 ▲1.33% 合計 ▲0.84%の改定 H28.10.1 ・短時間労働者への社会保険適用拡大 【対象者】 ・週20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上) ・勤務時間1年以上見込み ・学生は適用外 ・従業員501人以上の企業(適用拡大前の基準で適用 対象となる労働者の数で算定)
H30.1.4	一部の窓口業務を民間事業者へ委託	H29.4.1 ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 H29.8.1 ・高額療養費支給制度の改定(70～74歳の自己負担 限度額変更) H29.10.1 ・入院時生活療養費の見直し

本市の主要事項		国の施策等
H30.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 58万円(国基準58万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 16万円(国基準16万円)	H30.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 ・県が市町村とともに国保運営を担う国保広域化が開始 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.55% 薬価等の改定 ▲1.74% 合計 ▲1.19%の改定
H31.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 61万円(国基準61万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 16万円(国基準16万円) 国保運営協議会委員の定数変更(12→14名) 被用者保険を代表する委員(2名)を増員	H31.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 R1.10.1 ・診療報酬本体の改定 0.41% 薬価等の改定 ▲0.48% 合計 ▲0.07%の改定 ・柔道整復療養費、あん摩マッサージ、指圧及びはり・ きゅう療養費改定 0.44%
R2.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 63万円(国基準63万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 17万円(国基準17万円)	R2.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.55% 薬価等の改定 ▲1.01% 合計 ▲0.46%の改定
R2.5	国民健康保険・後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対	
R2.6.11	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の減免	R2.4.7 ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
R2.7.7	令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金の減免	
R2.9.1	スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPay)での保険料収納開始	
R3.4.1	はりきゅう助成回数と助成額の見直し 助成回数 48回/年 助成額800円/回	R3.4.1 税制改正により ・所得割の基礎控除額が33万から43万に変更 (合計所得が2400万を超える場合は異なる)
R3.6.2	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の減免	・給与所得控除、公的年金控除が10万円減額 ・上記内容に伴い軽減判定基準の変更
R4.1.1	出産育児一時金の見直し 基本額 40.8万円、加算額 1.2万円	

本市の主要事項		国の施策等
R4.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円(国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 20万円 (国基準20万円) 介護分限度額 17万円(国基準17万円) 未就学児の均等割保険料(税)の軽減	R4.4.1 ・賦課限度額の見直し ・未就学児の均等割保険料(税)の軽減制度開始 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.43% 薬価等の改定 ▲1.37% 合計 ▲0.94%の改定
R4.6.1	Web口座振替受付サービスの導入	
R5.2.21	性同一性障害者に対する保険証の氏名表記・性別表記の記載変更制度導入	
R5.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円(国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 22万円 (国基準22万円) 介護分限度額 17万円(国基準17万円) 出産育児一時金の見直し 基本額 48.8万円、加算額 1.2万円 月間高額療養費支給申請手続の簡素化導入 (年間高額療養費の簡素化はR4.12.1導入)	R5.4.1 ・賦課限度額の見直し ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定 所得の基準見直しによる軽減措置の拡充
R6.1.1	産前産後期間相当分の均等割及び所得割保険料の免除	R6.1.1 ・産前産後期間相当分の均等割及び所得割保険料の免除制度開始
R6.4.1	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円(国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 24万円 (国基準24万円) 介護分限度額 17万円(国基準17万円)	R6.4.1 ・退職者医療制度の廃止 ・医療費改定 診療報酬本体の改定 0.88% 薬価等の改定 ▲1.00% 合計 ▲0.12%の改定
R6.12.2	保険証の新規発行終了 資格確認書、資格情報のお知らせの発行開始	R6.12.2 ・保険証の新規発行終了 ・資格確認書、資格情報のお知らせの発行開始

(2) 組 織
① 事務機構及び事務分掌



(令和6年5月1日現在)

② 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された市長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ審議または答申・建議する。

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

委員構成は国民健康保険法施行令第3条及び本市国民健康保険条例第2条の規定による。委員の任期は3年であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間となる。

(令和7年1月24日現在)

区 分	氏 名	出身団体等
公益を代表する委員	たなか こういち 田中 功一(会長)	市議会議員
	こが としひさ 古賀 敏久(副会長)	市議会議員
	おおくま ひろふみ 大熊 博文	市議会議員
	ながの さとし 長野 哲	市議会議員
被保険者を 代表する委員	なかむら あい 中村 愛	久留米商工会議所 青年部
	つじ 辻 トシコ	久留米市農業協同組合 理事
	こが かよこ 古賀 香代子	にじ農業協同組合
	たなか まちこ 田中 真知子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	うえだ しょうご 植田 省吾	一般社団法人 久留米医師会 会長
	すどう しゅんすけ 首藤 俊介	一般社団法人 久留米歯科医師会 会長
	とみた ゆうすけ 富田 裕輔	一般社団法人 大川三渚医師会
	つつみしんや 塘 信也	一般社団法人 久留米三井薬剤師会 常務理事
被用者保険等 保険者を 代表する委員	おおぶち たくみ 大淵 工	ムーンスター健康保険組合 常務理事
	ごんどう ゆうこ 権藤 裕子	久留米市農業協同組合 総務企画部 総務課 課長代理

令和5年度久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会 開催状況

回	開催年月日	協 議 事 項 等
第1回	令和5年8月28日	(1) 令和5年度久留米市国民健康保険運営協議会での協議事項について (2) 久留米市国民健康保険事業の現状について (3) 令和4年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算(見込)について (4) 令和5年度久留米市国民健康保険事業特別会計予算について (5) 久留米市国民健康保険事業特別会計の財政状況について (6) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて
第2回	令和5年12月25日	(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金について (2) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて (3) データヘルス計画について
第3回	令和6年1月25日	(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について (2) 令和6年度保険料に関する制度改正について (3) 令和6年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容) (4) データヘルス計画について

(3) 医療施設等の状況

①施設数

(令和4年10月1日現在)

	病 院		一般診療所		歯科診療所	
	施設数	人口10万対 施設数	施設数	人口10万対 施設数	施設数	人口10万対 施設数
全 国	8,156	6.5	105,182	84.2	67,755	54.2
福岡県	453	8.9	4,801	93.8	3,074	60.1
久留米市	32	10.6	306	101.0	194	64.0

* [資料] 厚生労働省 令和4年医療施設(動態)調査

②病床数

(令和4年10月1日現在)

	病 院		一般診療所	
	病床数	人口10万対 病床数	病床数	人口10万対 病床数
全 国	1,492,957	1,194.9	80,436	64.4
福岡県	81,694	1,596.8	6,255	122.3
久留米市	6,499	2,144.9	694	229.0

* [資料] 厚生労働省 令和4年医療施設(動態)調査